

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	中国財務局長
【氏名又は名称】	株式会社山陰合同銀行 取締役頭取 吉川 浩
【住所又は本店所在地】	島根県松江市魚町10番地
【報告義務発生日】	2026年5月1日
【提出日】	2026年5月28日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株式等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社モンスターラボ
証券コード	5255
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社山陰合同銀行
住所又は本店所在地	島根県松江市魚町10番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1941年7月1日
代表者氏名	吉川 浩
代表者役職	取締役頭取
事業内容	銀行業（預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務等）

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	市場金融部長 勝田 祥裕
電話番号	0852-55-1000

（2）【保有目的】

主に政策投資（金融支援及び預金・貸出金取引等の維持・強化を目的）として保有するもの（一部純投資あり）。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)	35,086,444			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V 35,086,444	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			35,086,444
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			1,410,844
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				1,410,844

提出者が保有するA種種類株式33,000,000株の普通株式転換後の普通株式相当数34,410,844株が含まれております。

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年5月1日現在)	AD	97,900,722
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	1,410,844
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合(%) (AB / (AD + AE - AF) × 100)		35.33
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		42.72

提出者が保有するA種種類株式33,000,000株の普通株式転換後の普通株式相当数34,410,844株が含まれております。

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 普通株式対価取得請求権

A種種類株主である提出会社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、発行会社に対して、別に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、発行会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主である提出会社に対して交付するものとする。

ただし、引受人である提出会社は、A種種類株式に係る引受契約により、一定の事由に該当する場合のほかは、本件払込期日からその3年後の応当日までの間は、本件普通株式対価取得請求を行うことはできないものとする。

2. 金銭を対価とする取得条項

発行会社は、払込期日の翌日以降いつでも、発行会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主である提出会社に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる。

3. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、発行会社の取締役会の承認を受けなければならない。

なお、当該A種種類株式の数は33,000,000株（普通株式転換後の普通株式相当数は34,410,844株）であります。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	3,560,147
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	3,560,147

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地